税務関係部課長会議　会議録

１　日時　令和 8 年 10 月 5 日（月）　午後 2 時～午後 3 時 30 分
２　会場　愛知県自治センター　大会議室
３　当番市　愛西市
４　出席者　愛知県総務局総務部市町村課　担当課長　鈴木　克典
　　主任　東原　里子
　　名古屋市財政局税務部税制課長　内田　守彦　始め 41 名
　　愛知県市長会事務局　次長　水野　孝
　　行政係長　福井　直也
　　財政係長　伊藤　朱美
　　課長補佐　熊谷　裕美

市長会事務局　伊藤

定刻となりましたので、ただいまより税務関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆さま方には、心よりお礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この税務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただく、と言ったことを目的として例年開催しております。本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それでは、まず始めにご多忙の中、ご出席賜りました愛知県の皆さま方をご紹介させていただきます。総務局　総務部　市町村課　担当課長　鈴木　克典　様、主任　東原　里子　様。それでは、県を代表しまして市町村課　担当課長　鈴木　様よりごあいさつをいただきます。

愛知県　鈴木

愛知県市町村課の鈴木でございます。皆様方におかれましては、日頃から適正な税務行政の執行にご尽力いただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。私からは挨拶を兼ねまして、税務行政に関する情報提供、お願いなどにつきまして、三点お話をさせていただきたいと思います。

まず一つ目ですが、本日の議題にもなっております給付付き税額控除についてでござい

ます。本年 8 月 5 日に給付付き税額控除制度の導入の基本方針が閣議決定をされまして、以後 4 回にわたる国と地方の協議の場における協議を経て、先月 9 月 15 日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定をされたところでございます。この大綱に基づきまして、中低所得の就業者の可処分所得の増大、就業の促進等を図るため、令和 9 年度から新たに所得連動型の給付を創設するとともに、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間、飲食料品の消費税率を 8%から 1%に引き下げることなどを盛り込んだ法律案が本日召集されます臨時国会に提出される見込みとなってございます。提出される予定の法律案によりますと、令和 9 年度から新たな給付制度として就業者負担軽減支援金が創設をされます。市町村におきましては、所得金額等の要件を満たす受給資格者の認定、支援金の額の決定、支援金の支払い等の事務を行うとともに、令和 9 年度・令和 10 年度につきましては全市町村に対して、また令和 11 年度以降につきましては、普通交付税の不交付団体に対して支援金の財源措置として支給円滑化特別交付金が交付されることとされています。また、都道府県におきましては、国から市町村に交付される特別交付金の額の算定、交付に関する事務、交付金に関する資料の審査等が法定受託事務として新たに法制化されることとなっておりますが、市町村が行う事務、都道府県が行う事務ともに、現時点ではその詳細が判明していない状況でございます。制度設計につきましては、今後の議論、協議を通じて、政令等で固まってくるものと考えられますが、市町村課といたしましては、国から方針等が示されましたら、速やかな情報提供に努めてまいります。また、皆様方におかれましても、今後の議論の状況を注視していただくようお願いいたします。

続いて二点目ですが、「車体課税」の見直しについてでございます。令和 8 年度与党税制改正大綱において、令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税の負担の仕組みについて検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得るということとされております。車体課税の見直しは、各団体の課税事務や税収にも大きな影響が生じるところでございますので、年末に向けての議論の動向を注視していただきたいと思います。

それから三点目、最後でございますが、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化」についてでございます。課税事務でや、徴収事務の効率化に向けた支援の分野といたしまして、「地方税務行政の DX 等」という分野が令和 7 年度から展開をされています。地方団体の状況ですとか、要請に応じてアドバイザーの派遣を行うこの事業は、地方団体での予算措置を要することなく、税務行政に知見を有するアドバイザーによる課題対応アドバイス事業等を通じて、信頼性の高い税務行政の実現を図ることができるものでございまして、実際に県内でも固定資産評価事務分野で活用している団体もございます。各団体におかれましては、本事業を積極的にご活用いただき、課税事務や徴収事務の効率化を図っていただくようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の会議が活発な意見交換により、今後の税務行政に資するものとなりますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

市長会事務局　伊藤

ありがとうございました。ここからは資料に沿って進めさせていただきます。

（資料確認）

それでは次第 3 議題に入ります前に、前回会議におきまして、建制順により今年度の会議進行を議長当番市として愛西市様に決定をしております。愛西市税務課長丹羽様、どうぞよろしくお願いします。

議長（愛西市　丹羽）

改めまして皆様こんにちは。本日議長を務めさせていただきます。愛西市税務課長の丹羽と申します。皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、本日の会議の進め方について説明させていただきます。各市の状況は前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表は行わず、議題ごとにまず提案市から趣旨説明をしていただきます。次に、私から簡単に取りまとめ状況を説明いたします。その後回答について補足説明がある市がございましたら、補足説明をしていただきます。その次に、議題提案市に各市の回答について追加質問したい市があるかどうかを聞かせていただきまして、さらに議題提案市以外で追加質問やご意見があるかをお聞かせいただき、最後に必要に応じて愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきたいと思います。また、この会議は要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発なご意見と情報共有をお願いいたします。

それでは議題 1 公務員の現況届に係る添付書類、所得証明書の省略について、提案市であります名古屋市様より趣旨説明をお願いいたします。

名古屋市　内田

名古屋市役所税制課長の内田といいます。よろしくお願いいたします。

本日、議題 1 で、公務員の現況届の添付書類の省略についてということで、本市におきましては、所得証明書等を取得するために来庁される方を、いかに少なくしていくかということで、事務の効率化を図っていくことを考える中で、公務員である児童手当の受給者については、所得証明書と同等の内容が記載されたものであれば、書類の添付を省略できますが、本市はまだ省略をしていないため、国の通知に基づいて令和 9 年度から省略していくということで、県内の市町村につきましても、省略することで、窓口に来庁される方を減らしていくために、どういう形で進められているのかをお伺いしたい趣旨で質問させていただいたところでございます。9 割以上の都市が既に添付書類の省略をしているとい

う回答をいただき、十分内容が分かりました。どうもご協力ありがとうございました。

議長（愛西市　丹羽）

それでは、私から各市の状況について、説明させていただきます。まず、添付書類の省略の時期についてでございます。県内 38 市の約 84%にあたる 32 市が既に所得証明書の省略を実施済み、または次年度からの実施予定となっております。未実施および検討中の自治体は約 16%の 6 市となっておりました。

次に、市職員への周知方法です。実施および実施予定 32 市のうち、約 56%がグループウェアや全庁メールなどのデジタルツールを活用した周知、ほか約 19%は現況届の通知文等に公簿確認の同意や所得証明の添付が不要である旨を直接記載し、手続きとの一体的な周知を図っているとの回答でございました。最後にその他の課題および検討状況です。主な課題といたしましては、中間サーバーでの照会事務の増加や対象者の切り分けの手間、市外居住者や代替書類が提出できない職員への個別対応、家族変更の申告漏れによる支給のリスク、住民票などのほか書類が残るため、職員の負担が完全に解消できない点、また、次年度実施予定の自治体では検討事項として代替書類として特別徴収税額決定通知書の活用や中間サーバーによる所得確認が挙げられておりました。以上が議題回答についての取りまとめでございます。

それでは、各市の回答について補足説明をされたい市がございましたら挙手をお願いいたします。

一宮市　平松

一宮市市民税課長の平松です。当市の実施時期が令和 8 年度～となっていますが、平成 28 年度からに訂正をお願いします。

議長（愛西市　丹羽）

それでは、議題 1 につきましては以上とさせていただきます。続きまして、議題 2、システム標準化後の課題について、提案市であります豊川市様より趣旨説明をお願いいたします。

豊川市　小原

豊川市の市民税課長の小原と申します。よろしくお願いいたします。私どもからシステム標準化後の課題についてということで出させていただきました。多くの団体が、システム標準化後、初めての当初課税事務を終えたというところだと思います。その中で出てきた課題について、どのようなものがあったかということでお願いしたわけですが、本市としてはいろいろな課題がありましたが、特に標準化といいつつ事務の運用面との整合性が図れなかったり、全国的に SE が不足しているため業者の対応もままならないなどありま

した。私どもとしては、標準化後の市民に対する通知の文字の大きさを、一番どうにかしてほしいと思ったところでございましたので、今回このような提案をさせていただきました。皆様からサンプルを頂戴いたしました。本当にお手数をおかけしました。ありがとうございました。概要としては以上でございます。

議長（愛西市　丹羽）

それでは、各市の状況を私から説明をさせていただきます。今回の標準化に伴う課題につきましては、大きく三つに分けられているように感じられます。一つ目はコストとスケジュールの負担です。ランニングコストの上昇や絶え間ないシステム改修に加え、制度改正のスケジュールの遅れによる改修の逼迫、業者間の解釈のばらつきによるレイアウトの齟齬などが挙げられています。

二つ目は、帳票の視認性と仕様の課題です。先ほどの豊川市様でもございましたが、多くの自治体で帳票の文字が少ないとの課題があり、印字配色の視認性の低下や外国籍の方の氏名や住所が途中で切れるなどの問題が生じているようです。また、名寄帳がA3からA4になり見づらくなったことや、税率表の裏面印刷、項目位置の変更による分かりづらさの問い合わせ、標準化移行に関して市民への説明といったことが挙げられておりました。

三つ目は、システムの制約による事務負担の増加です。データがCSVからPDFになり加工ができず、引き抜き作業が増えたほか、税額変更通知書に特別徴収分の宛名番号の記載がないといった課題がございました。福祉情報の取り込みなど、従来できていた処理ができなくなった、封入封緘の条件による自庁対応の懸念、ベンダーや業者との調整など、現場の負担が大幅に増加しているといった回答でございました。

次に使用しているシステムについてですが、こちらは資料をご確認いただければと思います。以上が議案回答についてのまとめでございます。併せて、印字後の帳票サンプルを各市からご提供いただいておりますので、資料として配布しております。ご参考にいただけたらと思います。

それでは、豊川市様から特に伺ってみたい市はございますでしょうか。

豊川市　小原

最初に豊田市様の帳票を見させていただいたところ、豊田市様だけが本当にとても見やすいオリジナリティのあるものでした。私どもの認識としては、標準化後の様式は定められたものを使うと認識しておりましたので、独自の様式にされた根拠や、考え方を参考に教えていただきたいと思います。

豊田市　古川

豊田市市民税課長の古川と申します。豊田市では納税通知書の様式は従来から総務省様

式が示されていたんですが、分かりやすさや情報の伝わりやすさ、ユニバーサルデザインなどの観点から、令和2年度から独自のデザインを採用してきたという経緯がございます。そのため、今回の標準化においても定められた表示項目を備えつつ、従来のデザインは踏襲しようと、そういった考えからこのような様式にしたところでございます。

豊川市　小原

次にNECネクサソリューションズのシステムをご利用されている碧南市様、江南市様、犬山市様にお聞きします。軽自動車税の口座振替納税通知書の様式が、私どもを含めた他の標準様式とは少し違うと思いますが、変更された経緯があれば教えてください。例えば、システム業者からの納品がこの状態だったとか、利用されている各団体さんから一緒に要望されたとか、そのあたりの経緯があれば教えていただきたいと思います。

碧南市　松野

碧南市の税務課長の松野と言います。今回の変更については市独自の判断で変更しています。標準様式では表面に延滞金あるいは滞納処分等の記載があったと思うのですが、それ以外にも従前載せていた情報を載せたかったこともあり、延滞金の滞納処分等を含めて裏面に併せて記載させていただいています。わかりやすい観点からということで、従前のイメージを持って裏面に表示したということになります。

江南市　金川

江南市ですが、先ほどの碧南市様と同じように、教示文等は裏面に課税の根拠等と一緒に入れておきまして、あと表で違うところは賦課年度、課税年度といったところです。こちらはおそらくシステムベンダーから、標準様式の中でも必須の部分とそうでない部分があるのではないかといったような、様式についてはシステムベンダー提供の様式を使用しています。

犬山市　百武

犬山市も江南市様と同様に、ベンダーから提示されたものがこの様式でした。教示文は裏に印刷してあります。

豊川市　小原

NECネクサソリューションズさんはどこかの団体から要望があって、それを取り入れたものを他の団体にご提供されたのでしょうか。（回答なし）

次に北名古屋市様にお聞きしますが、京都電子計算株式会社さんというところがベンダーですが、日立さんとかNECさんを使用されているいずれの市からも、字が小さいことへの対応を求めたがダメだったというご回答をいただいております。我々もそうですが、北

名古屋市様は、京都電子計算機株式会社さんに字が小さいことについて何か対応を求められたか確認させてください。

北名古屋市　星野

北名古屋市の税務課長の星野でございます。北名古屋市はNECネクサソリューションズ（ベンダー）になりまして、そちらには字の小ささについて話をしましたが、結果対応できませんという回答をいただいて終わっていまして、京都電子計算機（システム開発元）に直接話をした経緯はございません。

豊川市　小原

次に稲沢市様にお聞きしますが、固定資産税の通知書番号で0が多用されているとのご回答をいただいておりますが、本市も同様の意見を持っておりまして、これについてベンダーにご要望されているか、されているならどういった反応だったか教えていただきたいと思います。

稲沢市　大津

稲沢市です。ご質問のとおり私どもも字が大きくならないか、ベンダーに要請しましたが、標準準拠した20桁の表記は変更不可という回答でございました。私どもは9月24日に移行したばかりで当初賦課は終わっていないものですから、次の当初賦課に向けて、この0の表記を、マスキングで出ないように調整しているところですが、この表示を出ないようにしたところで、字が大きくできるわけではなさそうな状況です。

豊川市　小原

最後に、尾張旭市様の帳票を見させていただいたところ、固定資産税の通知書番号の0が、尾張旭市様のみ桁数が少ないように見受けられたのですが、桁数が少ないということでよろしかったですか。もし少ないならば、初めからなのか、要望されてなのか、お聞かせいただきたいと思います。

尾張旭市　山田

尾張旭市の税務課長の山田です。提出したこちらの資料につきましては、テスト用のサンプルではなく、実際のデータを打ち出したもので、その上で個人情報部分を消したものであるため、番号の一部が表示され、一部が消えているという状況です。なお、こちらの通知書番号については、全ての税について10桁で表示をされておりまして、当初のシステムのパッケージのままで、業者に要望するなどのカスタマイズは全く行っていないと聞いています。稲沢市様などを見せていただきますと、通知書番号に20桁入っているので、こういうこともあるのだと改めて感じたところです。

豊川市　小原

皆さんどうもありがとうございました。今週もベンダーと、いろんなところを変えられないかというやり取りをする中で、標準化で変えられないという通り一辺倒の回答ばかりです。他市の帳票の一部が違うなど見受けられたので、どういったところならベンダーさんが聞いてくれるのかなというところを探りたくて、このような質問をさせていただきました。

議長（愛西市　丹羽）

他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いいたします。

高浜市　西口

高浜市の税務グループの西口と申します。よろしくお願いします。まずもって豊川市の小原様、いろいろ情報交換させていただきまして、本当にありがとうございました。で、この場は要望する場ではないということを聞いていますので、現状をお伝えするにとどまるかなと思いますが、その点をお話しさせていただきたいと思います。

まず高浜市ですが、固定資産税の納税通知書につきまして、例えば市長名が、特に文字フォント数が小さいことから、市長、副市長からきつく指摘されました。サンプルをつけさせていただきましたが、納税者が受け取った時に、これはいくらなんでも読みづらいところでした。それを踏まえて、当市と安城市さん、尾張旭市さんあたりが同じＨ社だと思いますが、書面で要望書を出させていただきましたが、全国的にそういった声が上がれば対応するが、そうでなければ対応しないという回答でございました。他県ですが群馬県前橋市の小川市長が、国に改善するよう要望を求めたという記事がありましたし、他市で、納税者から、標準化に伴って様式が変わった納税通知書の文字フォントが見づらいという苦情もあるようでした。高浜市は、単票形式の帳票を採用したことによって、文字のフォント数が小さいというところですが、連続帳票の様式を採用している市は、それなりの字の大きさだなと拝見しました。標準仕様書のQ&Aの例えば45で微調整は可能としていることから、ベンダーに要望書を出したんですが、却下されたという現状です。情報共有ということでお話しさせていただきました。

議長（愛西市　丹羽）

他にございますか。特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどがあるようでしたらお願いいたします。

愛知県　鈴木

愛知県の鈴木です。今お話を伺いしまして、税の標準化システムはまだ都道府県レベル

では始まってはいないものですから、どういった課題があるのか、今回各市のお話をお伺いして認識したところでございます。特にフォントが小さいというのは、実際写しを見させていただきましたが、私から見ても小さいところは小さいかなというふうに感じるところでございますので、勉強、認識をさせていただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

それから標準仕様書の第6版が8月に公表されておりますので、ご確認いただくとともに、まだ移行が完了していない団体がございますことから、適切に今後対応いただきたいと思います。

若干話が逸れるかもしれませんが、システム標準化の移行に際して、特に従来のシステムと併用となってしまう、出納整理期間の事務において、個人県民税の払い込みの年度区分や現年・滞繰区分誤りなど、システム上のトラブルや人為的な書き間違いの事案についてお話をいただいた案件があります。話を聞くと、本当にありえない収入歩合になっているところもあったようです。特にシステム標準化移行後、初年度の出納整理期間などは、調定額、収入額、収入歩合などご覧いただいて、おかしな数字がありましたら県の税務課に連絡をお願いします。

議長（愛西市　丹羽）

それでは議題2につきましては以上とさせていただきます。続きまして、議題3給付付き税額控除への対応について提案市であります大府市様より趣旨説明をお願いいたします。

大府市　花井

大府市税務課長の花井と申します。政府によりまして、税制改正大綱などが閣議決定され、消費税減税や所得連動型給付の令和9年度からの実施が現実的になったところでございます。各市におかれましても、現在までは定額給付金や非課税世帯給付金調整給付、不足額給付と様々な国策による給付がされてきましたが、あくまで臨時的な制度で恒久的な制度ではなかったと存じます。

今回の制度は恒久的な制度で、最終的には給付付き税額控除とする方針とされてございます。また、制度の目的が中低所得者の税、社会保険料の軽減や就労促進にあり、これまでの対象とはやや異なる層への支援となっているため、担当部署の判断が難しい状況だと考えております。このため、各市町の実施体制や制度執行における課題などを共有させていただければと思い、質問の方を提起させていただきました。数多く皆様の方から細かいご回答をいただきましてありがとうございます。また、質問提出後に本市におきましても担当する部署が決定いたしました。皆様の回答の中で福祉部門や税務部門というところが多かったんですけども、大府市は行政管理課という、選挙や総務環境を行う部署が行う予定です。

議長（愛西市　丹羽）

それでは、各市の状況を私から説明させていただきます。はじめに、庁内での検討協議の状況についてです。各市の状況を見ますと、2 市については庁内での検討協議に入っているものの、国の動向が不明確であることなどから、多くの市ではまだそこまでには至っていないような状況です。次に、担当部署として想定している部署については、協議検討がされていないところがほとんどですので、未定の自治体が多いといった状況でございます。

具体的に挙がっているところでは、先ほどでもお話がありましたとおり、税務課や福祉課となっておりまして、定額減税の調整給付等を担当した部署が想定されるとの回答となっております。最後に、検討にあたっての考え方や課題です。住民税情報や税額控除を扱う性格上、税部門の関与を想定するといった回答がある一方で、当初賦課業務との並行や給付目的、過去の実績などから、福祉部門や他部門が担うべきとする回答がございました。また、事務負担と恒久化の懸念として、所得連動型のきめ細やかな給付や恒久制度化を見据え、膨大な事務量に見合う人員確保と体制づくりが不可欠であるとの意見も挙がっておりました。財政負担と制度の不透明さでは、地方への財政負担を求める方向性に対する懸念や不交付団体への対応、それに加え、国からの詳細な制度設計が示されていないため、具体的な検討が進められないといった回答でございました。

以上が議案回答についてのまとめでございます。それでは、各市の回答で補足説明をされたい市がございましたら挙手をお願いいたします。（なし）大府市様で特に伺ってみたい市はございますか。

大府市　花井

一宮市様にお願いしたいと思います。国と地方協議の場における実務者会議の構成メンバーと記述がございますが、農林業者の給付金や消費税の簡易課税事業者や免税事業者である農林漁業者等の税理士への支援につきましては、地方での給付になるかなど、国側からの何か情報はございますか。もう一点、ある時点で税額を決定して以降の更正等を反映する必要はないとの考えが示されてございます。不正を行うことが可能な制度となり得ると考えられますが、その辺は国側から何か対応策などご提示はありましたでしょうか。

一宮市　平松

一宮市の市民税課長の平松です。先週の金曜日に第 3 回の実務者会議がございまして、その会議の席でも、これと同じ質問をさせていただきました。国からの回答としましては、まず 1 番については一応大綱の通りで、年度末に向かっていろいろ決めていくんですけれども、今のところ地方にお願いするということは考えていません。という回答でございました。

二つ目の不正を行うことが可能な制度となり得るということで、これについては私どもからもしっかりと国に投げかけてはいますが、法律で罰則規定を設けるということを考えているという答えでした。

大府市　花井

もう一点、愛知県様に質問をさせていただきたいんですが、今回の県の財政負担につきましては示されてございますけども、それ以外の人的な支援を検討されているかどうかお聞かせ願いたいと思います。

愛知県　鈴木

愛知県でございます。財政負担について、国が3分の2以上、残りの半分を都道府県と市町村が2分の1ずつということで決まっているところです。

人的支援の話ですが、県としても、まだどれぐらい県の事務量として発生するのかが定かでないところで、どれぐらいの人数を充てなければいけないのか、今後検討が必要になってくるかと思っています。市町村におかれましても、事務負担、事務量というのは相当な量が予想、想定されるところではあるのですが、実際、県、市町村ともに、事務量が定かでないことから、現時点では人的支援というのがどれぐらいできるのかということも含めて、まだ検討している段階ではございません。

議長（愛西市　丹羽）

ほかに追加で伺ってみたい市はございますか。

豊川市　小原

豊川市の市民税課長の小原です。この回答の取りまとめの後に国から通知が出たということで、状況が変わったとか、担当する部署が決まったというところがあれば、教えていただきたいと思います。豊川市はまだ何も動いておりません。

議長（愛西市　丹羽）

状況が変わったという自治体はございますか。

安城市　鈴木

安城市市民税課長の鈴木です。私どもは税の担当課としての考えで回答させていただきました。まだ結論は出ていませんが、福祉担当からは福祉じゃないときっぱり言われ、同じ総務部の財政担当、企画担当からも、税で担当すべきとなっておりまして、税の方で受けざるを得ない状況になっているという現状でございます。

豊橋市　兵藤

豊橋市市民税課長の兵藤と申します。豊橋市も、この支援金の話は検討中というよりも、組織ではしていません。豊橋市は今までの給付は福祉で行っていました。この支援金がぴったり合うところはなくて、本当にどのように整理をしていくのか。大府市でどのように整理して、行政管理課で担当することになったかお伺いできたらと思います。

大府市　花井

一つはマイナンバー制度を担当していたことです。それ以外に、事務取扱規則でいずれの部署にも属さない事務を担当するのが行政管理課になっていたからです。

議長（愛西市　丹羽）

改めまして、県の方からこの議題についてコメントがあるようでしたらお願いいたします。

愛知県　鈴木

愛知県でございます。愛知県の中でも、今回のこの給付付き税額控除をどこでやるのかという議論になりました。最終的には総務局市町村課で行うということになりました。大府市さんの議題提出に後追いするような形で、内閣官房から担当者連絡先の照会が、先々週ございまして、短い時間でご回答をいただいたところでございますが、未定、検討中というところがかなりの数ございましたので、担当部署決まりましたら、税政グループの方まで早い段階でご連絡いただければと思います。

回答を最終的に取りまとめ次第、国に回答するのですが、一旦来週の金曜日 16 日ぐらいを目処に、ご回答の方をいただければと思います。その時でもまだ検討中ということであれば、それは致し方ございません。

議長（愛西市　丹羽）

議題 3 につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、議題 4、その他に入らせていただきます。東海都市税務協議会の報告について、名古屋市税制課長内田様からご報告がございます。

内田様、よろしくお願いいたします。

名古屋市　内田

名古屋市財政局税制課長の内田でございます。東海都市税務協議会につきましては、全国市長会の組織であります全国都市税務協議会の構成組織でございまして、お手元に配布されております資料の会則にございます通り、愛知、岐阜、三重、静岡の東海四県の各市

で構成しているものでございます。現在、名古屋市が愛知県の幹事といたしまして、事務局を担当しながら、同時に協議会全体の代表幹事を務めさせていただいておるところでございます。

協議会につきましては、税制改正に関する要望の取りまとめ、総務省に対する要望を主な活動としておりまして、今年度につきましては、5月上旬に各市に対しまして、税制改正に関する要望の照会をさせていただきまして、その後、書面による幹事会議での協議を経て、要望書の作成させていただいたところでございます。東海都市税務協議会におけるこれまでの要望活動を振り返ってみますと、令和元年度までは総務省へ対面で要望書を手渡ししておったところでございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年度から令和5年度までにつきましては、本市の東京事務所を通じて総務省に事務渡しを行ってきたところでございます。そうした中、令和6年度からは令和元年度以前と同様に、総務省への対面での手渡しを実施しておりまして、本年度につきましても、幹事会で決定した要望書を8月に総務省の企画課長へ持ち込みをいたしまして、要望書の説明をしたほか、大臣官房審議官、統括理事官、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長にも要望書を持参したところでございます。要望事項につきましては、令和9年度地方税制に関する要望書をご覧いただきたいと思います。内容につきましては、8月下旬に各市に対して郵送をさせていただいたものと同じでございます。簡単ではございますが、報告は以上になります。

議長（愛西市　丹羽）

次に、軽自動車税申告書受付等業務委託契約の委託料及び市町村分担金の改定について、愛知県市長会事務局水野次長から報告がございます。

市長会事務局　水野

軽自動車税申告書受付等業務委託契約の関係で説明をさせていただきます。愛知県市長会事務局次長の水野と申します。お手元に資料を3部ご用意させていただいております。それに沿って順に説明をさせていただきたいと思います。

まず、県内全市町村の軽自動車の課税資料収集業務については、昭和39年度から始まっており、市長会に特別会計を設けまして、市長会の直営で業務を執行しておりました。平成10年度からは、事務の合理化を図るため、軽自動車税の申告書の点検、確認、受付、振り分け、市町村からの照会に対する回答などを、愛知県町村会と連名で、全国軽自動車協会連合会愛知事務所、いわゆる軽自協会へ委託をしております。この業務に関して、資料8の中にありますが、軽自協会から、人件費の上昇と税制改正、つまり県税である軽自動車税環境性能割が令和7年度末で廃止になったことによる業務運営方法が変更になりましたこと、この2つの要素で、委託料の増額要望がありました。それが資料8の3に記載してございます。実際は、軽自協会からの要望は6月に一旦出されましたが、これ

は、現行の 45 円を 105 円へと、大幅な増額要望であり、内容の精査をお願いしたところ、今度は 8 月 17 日に改めて要望が出されたものでございます。その内容は、人件費上昇分について、給与勧告率、それからパートの方は最低賃金の適用を受けますので、最低賃金上昇率を用いて 4 円の上昇。そして、先程申し上げた軽自動車税環境性能割の廃止に係る要因です。税の申告については、申告書、これは従来、県税の環境性能割 2 枚、市町村税の種別割 2 枚という、4 枚複写のものを提出していただいていたものですが、必要な確認を行った後、市町村は費用を負担することなく、県が自動車会議所という別の組織に委託し、最終回収をお願いしていました。これが、環境性能割廃止に伴い種別割のみになり、今後はこちらで回収することとなりました。それに当たり、回収窓口に軽自協会職員を配置することによってその場所の賃料が必要となったものです。このように、人件費増及び事務所賃借料増の２つによって、委託料の見直しを図ってほしいという要望でございます。

この資料を市長会役員会に提出したところ、各市個別に契約を結ぶと多額に上ることから、これまでと同様に契約を継続することは了承いただきましたが、金額については、再度調査、検討を行うこととなりました。

軽自協会は、県下に名古屋市港区、豊田、小牧、豊橋の４事務所がありますが、それぞれ出向いて、実際の業務がどの程度繁忙になったかということを確認しました。その検討結果が 2 つ目の資料で 9 月 17 日付け、各市軽自動車税担当部長様あての文書でございます。その中で、委託料単価の検討、市町村分担金単価の検討というものがあります。軽自協会の要望内容に対して、市長会として、公になっているデータ等を使い改めて積算をしました。まず、１の委託料単価についてですが、①の人件費上昇分については、軽自協会要望の 4 円に対し、市長会事務局としては、給与勧告率最低賃金率を掛け合わせまして、3.79 円となりました。次に、②の増加窓口業務負担分についてですが、軽自協会要望の 14 円に対し、従事職員の人件費と、窓口部分エリアの賃借料の 2 つの要素で計算をしましたところ、相手方の要望は概ね妥当であり、先程の①の人件費上昇分と合わせて、18 円、税込みで 19.8 円の増額はやむを得ないのではないかという結論に至りました。

次に、２の市町村分担金単価についてです。現行の税込み 63 円は、取り扱い件数からみても概ね妥当と言えます。しかし、これまで県と共同で印刷していた税申告書が、こちら側の単独作成になることに伴い、2.87 円増額する必要が生じました。

最終的に、分担金単価は委託料増分と印刷費増分を合わせて 23 円増額する必要が生じました。しかし、これは大幅な増額であり、繰越金を活用するほか、激変緩和として、令和 9 年度に 13 円、令和 10 年度に 10 円と、2 段階で増加させていただきたいというのが今回の案です。なお、その内訳は資料の〈予算見込〉のとおりです。

この案について、各市にご意見をお伺いした結果を、A4 横判の資料にまとめさせていただきました。38 市中、4 市からご意見が寄せられました。その意見及び回答内容について説明させていただきます。

まず名古屋市様からの1点目のご質問です。人件費上昇分において、今回の改定と前回、令和6年度の改定について、積算期間の重複はないという理解でよろしいかということですが、前回の単価改定におきましては、平成30年度から令和4年度までの上昇率で算出しておりますので、今回の改定との期間の重複はございません。

次に2点目、人件費上昇分において、現在の委託料単価である45円を人件費相当分と物件費相当分に区分けした上で、当該人件費相当分に賃金上昇率を乗じるべきであるのではないかというご指摘でございますが、この委託料単価は全て人件費で構成されているものです。今回のように、賃借料を要素に加えるのは、今まで例がありませんでしたので、今後、改定が必要となった場合は、要望の中身に応じて、人件費、物件費を分けて積算することとしたいと思います。

おめくりいただき、次に3点目、増加窓口業務負担分において、当該人数及び時間の妥当性を資料で示していただきたいとのご要望でした。それに対する回答でございますが、窓口の受付時間は、8時30分から16時で休憩1時間挟んで6.5時間ですが、業務開始前後に準備と後片付けの時間が必要ということで、7時間を窓口対応時間と積算の根拠にしております。職員数は各支所に最少人数1人としておりますが、事務所別取扱件数をご覧いただくと、愛知事務所が格段に多く、全取扱件数の40%を占めているため、愛知事務所に関しては2人、残りの事務所に関しては1人という案にさせていただいております。

次に、4点目、委託料単価、分担金単価等の小数点第2位を端数処理するなど、実際に必要な金額に近似する委託料単価や分担金単価としていただきたいというご要望をいただきました。こちらにつきましては、平成10年度の業務委託開始時から継続して、簡易で間違いがないように、また、軽自協会の希望もあり、整数の値で計算の上、契約させていただいておりますので、これまで通り整数でお願いしたいと思います。

次に、5点目、軽自動車税納税義務消滅（変更）申告書の印刷費について、令和8年度の実際の作成単価はいくらでしたか。また、当該単価と今回の印刷費の増額として算出されている2.87円との差額の妥当性について、どのように整理をされているのか教えていただきたいというご質問でございました。

まず、申告書の印刷については、令和8年度から市長会単独で作成しておりまして、実際の単価は5.29円でございました。入札単価は、時々の状況により一定ではありません。また、発注物の増減によっても変動しますことから、予算の不足が生じないよう、今回の作成時には見積徴収した上位3社の平均単価としており、その具体的な中身は、2.87円増額の根拠として出している数字でございます。

最後に、これは一宮市様からも同様のご意見をいただいておりますが、今回の委託料分担金の改定時期については、令和9年度分という理解でよいかという同様の意見をいただいております。当初予算編成による事務スケジュールの関係上、早くに改定等にかかる情報提供をしていただかないと予算編成に支障をきたす可能性があるとの意見です。我々もできるだけ早く軽自協会の要望について情報収集に努めてまいりたいと思っております。

軽自協会の要望が8月17日に出され、内容の妥当性の確認や現地調査をする必要があり、各市の予算編成スケジュールにかぶってしまったというところは、今回の反省点でございます。今回はなんとか令和9年度からの改定をお願いして、次回からはなるべく早期に情報提供ができるよう努めていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。仮に令和9年度から分担金を上げなかった場合、現在、繰越金が1,500万円程度ございますが、固定経費もあり、分担金単価を据え置いたとしても委託料は上がるため令和9年度から財政的に欠損になってしまいます。そのため令和9年度から上げさせていただきたい、また一度に上げることも激変緩和の観点から避けたい、従って今回の2か年にわたって増額する案でいきたいと思います。

次に、岡崎市様から、業務効率化や人件費、扶助金等にかかる歳出の増加に伴い、厳しい財政状況にある中、各予算の縮減を強く求められていることから、業務効率化及び業務予算の縮減について不断の努力をいただくことを要望しますという内容でございました。これは各市共通のご認識だと思います。今回のご要望については、軽自協会にもお伝えしますし、我々としても、十分に意識してまいりたいと考えております。

次に、安城市様から、今回の改定に係る増加窓口業務負担分について、増員増床が必要な理由のご説明をお願いしますというご意見をいただきました。窓口の増加は、県税である環境性能割の廃止に伴い、県から委託を受けて行ってきた自動車会議所による申告書の回収や、車検証を確認して登録番号を記載するなどの業務を、新たに市町村の業務として行う必要があることによるものでございます。先程も申し上げましたが、令和8年度からは市町村が申告書の回収等を行うため必要な窓口となっているところでございます。

次に、その他意見ということで豊田市様から、軽自動車の所有者、使用者、車両情報等をJ-LISのデータから標準化システムへ取り込み、その内容補完のため紙の申告書との照合を行っておりますが、J-LISの情報と紙の申告書の内容が一致していない事例が散見され、内容確認や軽自動車協会への照会が必要となるなどの事務負担が生じており、軽自動車協会に対してJ-LISに登録する情報の正確性向上に努めていただくよう、市長会から働きかけて欲しいという内容でございました。こちらは、事実を確認させていただいた上で、必要な対応をさせていただきたいと思います。

軽自動車税申告書の関係、それから委託料、分担金についての説明は以上です。

議長（愛西市　丹羽）

せっかくの機会ですので、会議全体を通して何かご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。市長会の水野次長から補足があるようですのでお願いいたします。

市長会事務局　水野

今日説明させていただいた内容について、今後、市長会会長の稲沢市長の了解をいただいた後に各市の市長宛に、了解を求める文書を各市の秘書課宛に発出させていただく予定

です。全市の了解をいただきましたら、その結果を通知させていただきます。

議長（愛西市　丹羽）

続きまして、次第 4、次年度の当番市について事務局から説明をお願いいたします。

市長会事務局　伊藤

次年度の当番市については、建制順により、清須市様にお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

議長（愛西市　丹羽）

以上をもちまして、私の議長としての役目を終えさせていただきます。皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。

市長会事務局　伊藤

これをもちまして、税務関係部課長会議を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。